

平成24年5月1日

第2381号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 種畜証明書の書換交付の通報（245・畜産振興課）…………… 1
 ○河川区域の変更による廃川敷地等（246・仙北地域振興局建設部）…………… 1

公 告

- 土地改良事業工事の完了の届出（北秋田地域振興局農林部）…………… 2
 ○土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を相当とする旨の決定（秋田地域振興局農林部）…………… 2
 ○土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）…………… 2

告 示

秋田県告示第245号

種畜証明書の書換交付した旨農林水産大臣から通報があったので、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年5月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

種 畜 証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	等 級	飼養者の住所氏名
			産 地		
平23 秋田県1 第20号	杉若丸 全和黑原4910	肉用牛 黒毛和種	H17.8.26	2 級	秋田県北秋田市花園町19番1号 北秋田市長
			秋田県由利本荘市		
平23 青森県1 第8号	紅金光 日短本1565	肉用牛 日本短角種	H18.3.12	2 級	秋田県秋田市中通6丁目7-9 秋田県畜産農業協同組合
			青森県下北郡東通村		

秋田県告示第246号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年5月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 河川の名称 一級河川 窪堰川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成24年5月1日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
大仙市太田町太田字新田373番	土 地	28.00平方メートル
大仙市太田町太田字太田241番	土 地	40.00平方メートル
大仙市太田町東今泉字下今泉302番5	土 地	1.71平方メートル
大仙市太田町東今泉字下今泉541番	土 地	73.00平方メートル
大仙市太田町東今泉字下今泉542番	土 地	34.00平方メートル
大仙市太田町東今泉字下今泉543番	土 地	232.00平方メートル
大仙市太田町東今泉字下今泉544番	土 地	74.00平方メートル

関係図面は、建設部河川砂防課及び仙北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

4 その他

河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、大館市南土地改良区から土地改良事業（真中大堰地区基盤整備促進事業）に係る工事が平成23年12月9日完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、秋田市孫左衛門堰土地改良区からなされた土地改良事業（維持管理）計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理）計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間 平成24年5月1日から同月30日まで
- 3 縦覧場所 秋田市太平地域センター

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、おものがわ土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月23日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久